

(仮称) 埼玉県地球温暖化対策推進条例
(素案)

平成20年10月

埼玉県環境部

1 条例制定の必要性

現在、私たちは便利で豊かな生活を享受し活発な事業活動を行っていますが、これによって、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスを大気中に大量に排出しています。この温室効果ガスの濃度が高まることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が上昇し、自然の生態系及び人類に現に深刻な影響を及ぼしつつあります。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第4次評価報告書では、気候システムの温暖化にはもはや疑う余地がなく、多くの自然生態系が既に温暖化の影響を受けているとしています。また、現在の政策を継続した場合、世界の温室効果ガスは今後、二、三十年増加し続け、その結果、21世紀中に大規模な温暖化がもたらされると予測されています。

このように、地球温暖化はまさに「待ったなし」の問題です。

本年の7月に開催された北海道洞爺湖サミットにおいても、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の50%削減に取り組んでいくことが明確にされました。

本県では、平成6年に制定した環境基本条例などを根拠に、これまで各種の温暖化対策に係る施策を実施してきました。平成8年には「埼玉県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、平成16年に同計画の見直しを行いました。

また、平成13年には「埼玉県生活環境保全条例」を制定し、この中で一定規模以上の事業者に対し、二酸化炭素などの削減を自ら進めるための環境負荷低減計画（彩の国エコアップ宣言）制度を設け、平成14年4月から施行しています。

このほかにも、具体的施策として、夏・冬のライフスタイル実践キャンペーンの実施、エコライフDAY（一日環境家計簿）の普及促進、エコドライブの推進など多くの取組を実施してきました。

県ではこのように様々な取組をしてきましたが、平成17年の本県における温室効果ガス排出量は、1990年と比べて5.0%増加し、現在の「埼玉県地球温暖化対策地域推進計画」の温室効果ガスの排出量の目標（平成22年度までに温室効果ガス排出量を平成2年に比べて6%削減）を達成するには、11.0%の削減が必要となります。

このように国内外における地球温暖化対策への関心の高まりなどを背景に、地球温暖化対策をこれまで以上に強化する必要があるとあり、事業者、県民、NPO、行政などが地域総ぐるみで取り組んでいくことが求められています。

このため、こうした地域総ぐるみでの温暖化対策を進めるため、新たに地球温暖化対策の推進に関する条例を制定しようとするものです。

2 条例案の基本的な考え方

本県における温暖化防止対策を推進する上で、以下の視点に立って、条例を定めます。

- (1) 行政はもとより、事業者、県民の責務を定め、**地域総ぐるみで地球温暖化対策を推進**します。
- (2) 産業、業務、運輸、家庭などの各分野で、**実効性の高い温暖化対策**を具体的に掲げます。
- (3) 「低炭素社会」を構築するため、再生可能エネルギーの利用や森林の再生など、**総合的な温暖化対策**を講じていきます。

3 条例案の概要

(1) 目的

温室効果ガスの排出量を自然界の吸収量と同等レベルにするとともに生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくために、県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、積極的な協働による温室効果ガスの排出抑制等に関し必要な事項を定める。

(2) 県の責務

- ・ 県は、総合的な地球温暖化対策を計画的に実施するものとする。
- ・ 県は、自らの事務及び事業において、率先して地球温暖化対策を実施するものとする。

(3) 事業者及び県民等の責務

- ・ 温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うものとする。
- ・ 県その他の主体が実施する地球温暖化対策に協力するよう努める。

(4) 環境保全活動団体の責務

- ・ 地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うものとする。
- ・ 事業者、県民等の地球温暖化の防止に関する理解を深め、地球温暖化対策への協働の促進に努める。

(5) 事業活動に関する地球温暖化対策

- ・ 事業者は、温室効果ガスの排出状況を把握し、その抑制等に努めるものとする。
- ・ 知事は、事業者の環境負荷低減のために必要な指針を定めるものとする。

- ・ 一定規模以上のエネルギー多量使用事業者は、指針に基づき、環境負荷低減に係る計画を作成し知事に提出して、環境負荷の継続的な低減に努めなければならない。(計画内容としては、二酸化炭素・窒素酸化物の削減、廃棄物の排出抑制・リサイクル・適正処理などを想定)
- ・ 一定規模以上のエネルギー多量使用事業者以外の事業者が任意に指針に基づき環境負荷低減に係る計画を作成した場合は、この計画を知事に提出することができる。
- ・ 環境負荷低減に係る計画を提出した事業者は、毎年度、計画に基づく措置の実施状況について、知事に報告しなければならない。
- ・ 環境負荷低減に係る計画及び報告を知事に提出したときは、事業者はその内容を公表しなければならない。
- ・ 環境負荷低減に係る計画の作成対象事業者は、環境負荷低減に関する取組を推進する者を選任し、知事に届け出なければならない。
- ・ 環境負荷低減に係る計画の作成対象事業者を拡大する。
 - 【現 行】 1 事業所当たり原油換算年間 1,500kl 未満は対象外
 - 【拡大後】 1 事業所当たり原油換算年間 1,500kl 未満であっても、事業者単位で合算して原油換算年間 1,500kl 以上になると、環境負荷低減に係る計画の作成が必要。
- ・ 知事は、環境負荷低減に係る計画及び実施状況報告の提出があったときは、その内容を公表する。

(6) 建築物の新築等に関する地球温暖化対策

- ・ 建築物を新築、増築、改築しようとする者は、建築物に係る省エネルギー等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 知事は、建築物に係る省エネルギー等のために、必要な指針を定めるものとする。(CASBEE (建築物総合環境性能評価システム) の活用を想定)
- ・ 一定規模以上の建築物を新築、増築、改築しようとする者は、工事着手前一定期間前までに、指針に基づき建築物の環境配慮に係る計画を作成し、知事に提出しなければならない。(計画内容としては、省エネルギー、太陽光の利用、資源有効活用、ヒートアイランド対策・緑化などを想定)
 - この場合、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入を検討しなければならない。
- ・ 建築物の環境配慮に係る計画を提出した者は、工事完了後速やかに知事に届け出なければならない。
- ・ 知事は、建築物の環境配慮に係る計画及び工事の完了の届出があったときは、その内容を公表する。

(7) 自動車交通に関する地球温暖化対策

- ・ 自動車等の使用者又は運転者はエコドライブに努めるものとする。
- ・ 県民及び事業者は、低燃費車その他温室効果ガスの排出量が少ない自動車を使用するよう努めるものとする。
- ・ 自動車販売者は、自動車を購入しようとする者に温室効果ガスの排出量などについて説明しなければならない。
- ・ 自動車製造業者は、温室効果ガスの排出量がより少ない自動車の開発に努めなければならない。
- ・ 県民は、公共交通機関又は自転車の利用に努めるものとする。
- ・ 知事は、自動車から排出される温室効果ガスの削減のために必要な指針を定めるものとする。
- ・ 一定台数以上の自動車を使用する事業者は、指針に基づき、自動車から排出される温室効果ガスの削減計画を作成し、知事に提出しなければならない。また、エコドライブ推進者を選任し、知事に届け出なければならない。
- ・ 特に自動車を多数使用する事業者は、一定割合以上の低燃費車を導入しなければならない。
- ・ 自動車から排出される温室効果ガスの削減計画を提出した事業者は、毎年、その措置の実施状況について報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- ・ 自動車から排出される温室効果ガスの削減計画の作成対象事業者以外の自動車を使用する事業者が、自らの意思により指針に基づき自動車から排出される温室効果ガスの削減計画を作成した場合は、この計画を知事に提出することができる。
- ・ 一定規模以上の荷主は、指針に基づき、環境配慮に係る計画を作成し、知事に提出しなければならない。(計画内容としては、効率的な物流対策などを想定)
- ・ 一定規模以上の集客施設の設置者及び自家用自動車通勤者が相当程度多い事業者は、指針に基づき、環境配慮に係る計画を作成し、知事に提出しなければならない。(計画内容としては、来客や従業員への普及啓発やインセンティブの付与などを想定)
- ・ 自動車から排出される温室効果ガスの削減計画及び環境配慮に係る計画の提出については、その内容が環境負荷低減に係る計画に含まれる場合は、それぞれ自動車から排出される温室効果ガスの削減計画及び環境配慮に係る計画の提出があったものとみなす。
- ・ 知事は、自動車から排出される温室効果ガスの削減計画及び実施状況報告の提出があったときは、その内容を公表する。
- ・ 知事は、環境配慮に係る計画の提出があったときは、その内容を公表する。

(8) 環境物品等の購入の促進等に関する地球温暖化対策

- ・ 事業者及び県民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等（環境負荷の低減に資する原材料・部品・製品及び役務）を選択するよう努めるものとする。
- ・ 電気機器等を使用する者は、温室効果ガスの排出量が少ないものを使用するよう努めるものとする。
- ・ 電気機器等を販売する者は、特定の電気機器等に関する省エネルギー性能に関する情報の表示、説明に努めるものとする。（エアコン、テレビ、冷蔵庫を想定）
- ・ 一定規模以上の電気機器等を販売する事業者は、特定の電気機器等に係る省エネルギー性能に関する情報の表示、説明を行わなければならない。
- ・ 電気機器等を販売する大規模な事業者は、省エネルギー性能について顧客に対して説明することを推進する者を選任し、知事に届け出なければならない。

(9) 再生可能エネルギーの利用等に関する地球温暖化対策

- ・ 県は、率先して、太陽光発電など再生可能エネルギーを導入するとともに、県民、事業者による再生可能エネルギーの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 事業者及び県民は温室効果ガスの排出の抑制を図るため、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めるものとする。

(10) 森林の保全及び整備、緑の保全等に関する地球温暖化対策

- ・ 県は、森林の保全及び整備に関し総合的な施策を推進するとともに、森林の持つ温室効果ガスの吸収・固定作用に関し、事業者及び県民への普及啓発に努めるものとする。
- ・ 県は、緑の保全及び創出に関し総合的な施策を推進するとともに、意識啓発や県民・事業者・環境保全団体の緑の保全・創出に関する取組を促進するよう努めなければならない。
- ・ 事業者及び県民は、連携、協働して、森林の保全及び整備並びに緑の保全及び創出等に努めるものとする。

(11) 廃棄物の発生抑制等に関する地球温暖化対策

- ・ 県民及び事業者は、日常生活及び事業活動に関し、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めるものとする。
- ・ 事業者は、廃棄物の処理に当たり、温室効果ガスの排出抑制に努めるものとする。

(12) 環境学習の推進等による地球温暖化対策

- ・ 県は、地球温暖化の防止に関する学習及び啓発を、市町村、事業者及び県民等との協働により推進するものとする。
- ・ 県は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、啓発活動及び広報活動を行うよう努める。

(13) 地球温暖化対策の推進体制

- ・ 県は、埼玉県地球温暖化防止活動推進センター及び埼玉県地球温暖化防止活動推進員の支援に努めるものとする。
- ・ 地球温暖化対策に関する施策の策定及び実施に当たっては、県内市町村及び他の自治体と連携、協力して推進するものとする。

(14) 雑則

- ・ 市町村の条例が、県条例の趣旨に即しており、かつ、県条例と同等以上の温暖化対策の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、その市町村の区域においては、県条例は適用しない。
- ・ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等の事務所等に立ち入り、機械、書類等の物件を調査させ、関係者に質問させることができる。
- ・ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、関係事業者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- ・ 知事は、この条例に定める計画の作成等をしないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- ・ 知事は、勧告を受けた者が従わなかったときは、その旨を公表することができる。

※ (仮称) 埼玉県地球温暖化対策推進条例の制定に伴い、埼玉県生活環境保全条例の規定の整備を行います。